

韓国電波法 (EMC) 第 58 条の 2 に基づく 適合性評価申請代行サービス



規制当局・管轄： 科学技術情報通信部 (MSIT)
主管： 国立電波研究院 (RRA)

- 1, 適合認証 (無線・有線機器)
- 2, 適合登録 (マルチメディア機器, 家庭用電気機器など)
- 3, 自己適合確認 (計測機器, 産業用機器, 照明機器など)
- 4, 暫定認証 (技術基準がない機資材)

適合性評価対象機器は左記の 4 カテゴリーに分かれます

2011 年 1 月 24 日に全面改正された韓国電波法の認証制度は、同年 7 月 1 日に KC マークに統一されました。
韓国で規定されている放送通信機資材を当国へ輸出、製造、販売するには KC マークを表示する必要があります。
2024 年 7 月 24 日の改正時に新設された自己適合確認対象である計測機器や産業用コンピュータ、適合登録対象であるパソコン、家庭用電気機器など KC マーク要求の EMC 試験から認証取得までをアイピーエスはトータルサポートいたします！

◆適合性評価対象機器の分類表

適合性評価 カテゴリー	関連法令	対象機器の例	放送通信機資材試験方法 公告 * より (一般的な機器を抜粋)	提出書類及び保管書類
1, 適合認証	電波法 第 58 条の 2 第 2 項 告示 * 第 3 条 第 1 項の 1 別表 1 参照	海上業務・航空業務用・ 電気通信事業用の無線設備機器 など	・ KS X 3124 ・ KS C 9610-4 シリーズ	・ 適合認証申請書 ・ ユーザーマニュアル ・ 試験報告書 ・ 機資材の外観写真 ・ 部品配置図又は写真 ・ 回路図 ・ 代理人指定 (委任) 書
2, 適合登録	電波法 第 58 条の 2 第 3 項 告示 * 第 3 条 第 1 項の 2 別表 1 参照	パソコン及び周辺機器, 家庭用電気機器など	・ KS C 9832, KN 9835 ・ KS C 9814-1, 9814-2 など	・ 適合登録申請書 ・ ユーザーマニュアル ・ 試験報告書 ・ 適合性評価基準に適合していることを 証明する確認書 ・ 機資材の外観写真 ・ 部品配置図又は写真 ・ 代理人指定 (委任) 書
3, 自己適合確認	電波法 第 58 条の 2 第 3 項 告示 * 第 3 条 第 1 項の 3 別表 1 参照	計測機器, 産業用機器 一般照明機器など	・ KS C 9811, ・ KS C 9610-6-1 ~ -4 ・ KS C 9610-4 シリーズ	・ 自己適合確認宣言書 ・ ユーザーマニュアル ・ 自己適合確認試験成績書 ・ 機資材の外観写真 ・ 部品配置図又は写真 ・ 代理人指定 (委任) 書
4, 暫定認証	電波法 第 58 条の 2 第 7 項 告示 * 第 9 条	適合性評価基準が設けられてい ない新規開発機器 国内外の標準、規格や技術基準等に応じて 適合性評価をした後、地域、有効期限、 認証条件を付けて、その機材を製造・ 輸入・販売することが可能		・ 暫定認証申請書 ・ 技術説明書 ・ 自己試験の結果説明書 ・ 取扱説明書 ・ 機資材の外観写真 ・ 回路図 ・ 部品配置図又は写真 ・ 代理人指定 (委任) 書

告示 * : 放送通信機資材等の適合性評価に関する告示 第 2024-12 号
公告 * : 電磁両立性試験方法 第 2024-12 号

◆申請の流れ ▶ 適合認証・適合登録



◆登録の流れ ▶ 自己適合確認



暫定認証についてはお問い合わせください

機器管理番号 * : 申請者及び機器識別符号を統合した番号

▼お問い合わせ先▼

株式会社 アイピーエス 長野EMCセンター

〒399-0601 長野県上伊那郡辰野町小野 1878-1

TEL : 0266-44-5200 FAX : 0266-44-5300 e-mail : emc@ips-emc.co.jp

韓国提携機関と連携し
迅速かつ安心して製品を
市場に送り出せるよう
サポートします！



20240901